平成２６年（フ）第６５６４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉443―12
破産者　諸星　圭洋
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６１６号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷２丁目10―２　田園ハイツＤ棟202、開始決定時の住所神奈川県横浜市泉区和泉町6212―３　グリーンハイムいずみ野８棟501
破産者　志賀　　豊
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６２９号
東京都墨田区東駒形２丁目14―３―205　高木荘
破産者　大舘　　修
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８２号
東京都中野区江古田１丁目９―６
破産者　木村早由里
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１６号
東京都東久留米市前沢２丁目３―４
破産者　原田　恭子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４１号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原10番地32
破産者　新日本物流サービス株式会社
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４２号
埼玉県所沢市緑町２丁目11―９―401
破産者　天羽　　勲
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８７５号
東京都江東区大島４丁目15―12―201
破産者　宮崎　俊也
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９４６号
東京都八王子市松木33―13―203、開始決定時の住所東京都八王子市南大沢１丁目22―５―202
破産者　磯野彬比古
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０６６号
埼玉県入間郡三芳町上富186番地２
破産者　有限会社関谷梱包
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０６７号
埼玉県富士見市上沢１丁目17―30
破産者　関谷　安彦
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１２６号
東京都世田谷区岡本３丁目３番11号
破産者　有限会社タナエ・ストーン・プランニング
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１２７号
神奈川県川崎市宮前区野川1146
破産者　田苗　正洋
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２８１号
東京都板橋区常盤台３丁目25―６―101
破産者　田村　忠雄
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６８２号
埼玉県草加市瀬崎町918番地
破産者　埼玉産商株式会社
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６８３号
東京都葛飾区東新小岩２丁目10―４―104
破産者　宮嶋　義明
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７１４号
神奈川県藤沢市亀井野796番地の30
破産者　有限会社カープロアシスト
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７１５号
神奈川県秦野市下大槻725―２―202、住民票上の住所神奈川県藤沢市亀井野796番地の30
破産者　小松　真樹
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３２号
東京都中野区弥生町１丁目15番20号
破産者　有限会社ウィルズ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３３号
東京都中野区鷺宮２丁目18―13　コーポ鷺宮３―101
破産者　宮川　　亙
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８２号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目19―31
破産者　河本浩志・ハ　サンヤンこと　河　相洋
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部